

九州地方の地震により被災した方々へ、心からお見舞い申し上げます。災害に便乗した悪質な勧誘などの消費者トラブルについて、起り得るケースを紹介します。

【事例1】家屋が一部損壊した仲間と「うまくいったな壊した。突然、業者が家にと話していて不審だっきて」「すぐに工事をしないと大変なことになる」とせかされた。不安になり、その場で契約したが、あまりに高額で支払えそうにな

【事例2】「義援金を集めている」という人が訪問してきた。どこから来たのか分からなかったため断ったが、なかなか帰らずしつこかったため、お金を渡した。その後、外で待っていた。

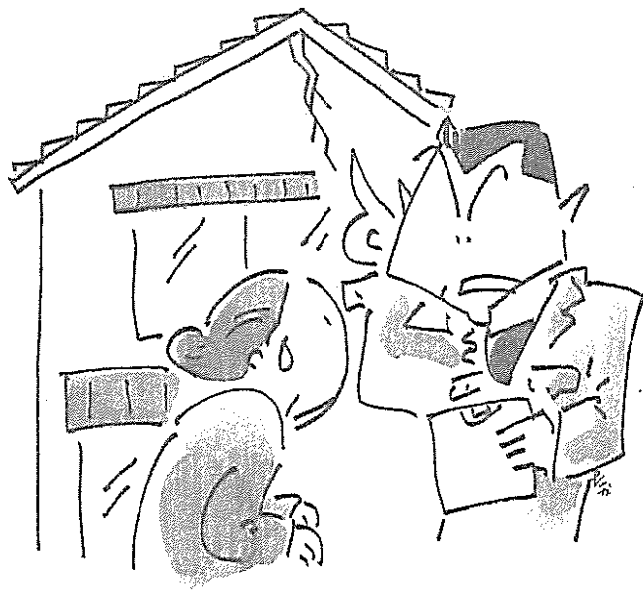
【事例3】携帯電話に「地震速報」というタイトルのメールが届いた。「詳細URL」という部分をクリックしたら出会い系サイトにつながり、「ご利用ありがとうございます」とうかがいます。利用料金は5万円です」と表示された。

【アドバイス】災害時の混乱や、「被災者を支援したい」という気持ちに付け込んだ悪質な便乗商法が考えられます。修理工事などは複数の業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で契約しましょう。

# 生活 パイロット

## 災害に便乗した悪質な勧誘

### 複数見積もりや周囲に相談



う。義援金を求められたら、活センター・相談窓口にも募金先が信頼できる団体が、談してください。消費者ホットライン☎1188は、最さまざまメールが届く、寄りの相談窓口につながることがありますが、信用性が必要です。(県消費生活・男女) 共同企画プラザアイネス 097・534・0999 寄りの市町村や県の消費生